

“自分らしさ”を生かした未来へ

未来館

News

特集 ポジティブ・アクションと 男女の雇用機会の均等

特集1

「ポジティブ・アクションと男女共同参画」

福島県立医科大学医学部人文社会科学講座教授 藤野 美都子

特集2

福島県内企業・自治体にインタビュー
職場における男女共同参画の取組み

センター事業報告

- ・企画力アップ集中講座
- ・第8回 未来館トークサロン
- ・男女共同参画テーマ別講座
- ・地域リーダー養成講座「基礎コース」
- ・うつくしま県民の翼「男女共同参画研修コース」

センター事業紹介

- ・未来館国際セミナー～外国特派員から見た「ニッポン」の男と女～
- ・市川房枝生誕110年記念パネル展
- ・技術講習会「パソコン基礎」
- ・新時代のライフスタイル講座
- ・公募研究レポート&シンポジウム「ジェンダー平等を進めるために」

福島県男女共生センター
「女と男の未来館」

2003.10 NO. 11



ポジティブ・アクションと男女共同参画

福島県立医科大学医学部人文社会科学講座教授

藤野 美都子



藤野 美都子 (ふじの みつこ)
 福島県立医科大学医学部人文社会科学講座教授。専門は、憲法・社会保障法。東京都文京区男女平等参画推進会議会長、福島県ポジティブ・アクション推進協議会会長などを務める。福島県男女共生センター公募研究「国・自治体等の政策・方針決定過程への男女平等参画」(代表:辻村みよ子)の研究分担者。主な共著書は、「少子化と社会法の課題」(法政大学出版局)、「21世紀の女性政策」(中央大学出版部)など。

はじめに

「男女共同参画社会基本法」が1999年に制定され、福島県では2002年に「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」が制定されたように、各地で条例が制定されはじめ、「男女共同参画」という言葉はある程度、社会の中に浸透してきました。女性も男性も、社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現しようという気運は、徐々に高まってきています。

それでは、男女共同参画社会の実現を目指し、どのようなことを行う必要があるのでしょうか。この問いに対する答えの一つが、ポジティブ・アクション(positive action)です。ところが、日本においては、このポジティブ・アクション

という言葉は、十分に理解されているとはいえませんが、ポジティブ・アクションとは何か、なぜポジティブ・アクションが必要とされるのか、具体的に何をすればよいのか、これらの事柄について考えてみましょう。

ポジティブ・アクションとは

ポジティブ・アクションという言葉は、一般に「積極的改善措置」と訳されています。国・自治体や企業などにおいて、過去の政治的・構造的な差別により現在不利益を被っている集団(女性や人種的マイノリティーなど)に対して、実質的な機会の均等を実現するために特別の機会を提供する措置のことをいいます。基本法二条二項では、積極的改善措置を「前項に規定する(あらゆる分野における活動に参画する)機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義され

ています。

ポジティブ・アクションは、これまで受けてきた差別のために同じスタートラインに立つことができない集団を同じスタートラインに立たせることを目的とします。そして、その目的を達成するまで実施される暫定的な措置と理解されています。女性差別撤廃条約四条一項但書は、「これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。」と謳っています。

ポジティブ・アクションは、1960年代にアメリカの公民権運動のなかで生まれたアファーマティブ・アクション(affirmative action)にその淵源をもち、その後、各国で導入されるようになったものです。国際機関やヨーロッパ諸国では、ポジティブ・アクションの語が使われています。その内容は、対象となる集団に対して、人口の構成比に比例してポストを割り当てる「クオータ制割当制」から、優先的に教育や訓練を実施するというものまで、様々です。その法的根拠

も、憲法、法律、行政命令、政党の綱領、労働協約、使用者の自発的意思表明など、様々です。

ポジティブ・アクションの必要性

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程に女性が積極的に参画することが重要であるといわれています。実情はどうでしょうか。

2003年3月現在、衆議院議員に占める女性議員の割合は7.1%、地方議会では7.0%。福島県においては、県議会は3.3%、市議会平均は7.5%、町村議会平均は2.3%(ただし、2003年5月現在では、県議会は5.2%、市議会平均は8.4%、町村議会平均は2.4%)です。スウェーデンやノルウェーのように、クオータ制を導入し、30%から40%という高い水準を維持している国と比べると、低い水準にとどまっています。国の審議会等における女性委員の割合

は、2002年9月時点で25.0%、都道府県の審議会等の場合は、2003年3月現在で26.2%（福島県では28.8%）、市町村の審議会等では17.3%（福島県では16.6%）です。ここ数年で大幅に改善されましたが、今一步というところでは、国家公務員における女性管理職の割合は、2001年で1.4%、都道府県職員の場合は2002年現在で4.5%（福島県では1.5%）です。あまりに低い数字といわざるをえません。

また、県民環境総務領域人権男女共生グループが2002年に行った企業における男女共同参画実態調査（常用労働者30人以上の1599社を対象に実施、回答企業748社）によれば、県内の企業では、女性の管理職の割合は、13.4%です。女性の場合、もともと臨時労働者やパートタイム労働者が多いものの、常用労働者の男女別構成比をみると、女性26.5%、男性73.5%ですから、管理職への女性登用は遅れています。

平成15年版男女共同参画白書では、日本の女性の社会参画状況が低い水準にある要因として、女性の就労に対する環境整備が遅れていること、積極的改善措置としてクオータ制などを導入していないこと、性別役割分担意識が根強く残っていることの三点を挙げています。仕事と家庭の両立支援策の充実や意識改革と合わせて、実効的なポジティブ・アクションの展開が必要とされています。

男女共同参画社会を 実現するために

それでは、どのようなことを行えばよいのでしょうか。

1997年に男女雇用機会均等法が改正された際に、女性労働者に対する特別措置を講じることを認める規定が盛り込まれました。厚生労働省は、ポジティブ・アクションの具体的な取組には、「女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組」のみならず、「男女両方を対象とする取組」をも含むとしています。そして、後者の例として、公正で透明な人事制度の確立や職業生活と家庭生活の両立支援のための制度の実施などを挙げています。しかしながら、ここでは、男女いずれか一方に対する特別措置に限定して考えることにしましょう。

1998年に示された均等法の指針によれば、女性が4割を下回っている雇用管理部門では、基準を満たす労働者の中から女性を優先的に採用したり昇進させること、募集・採用・昇進・教育訓練の対象を女性に限定することなどは、均等法に違反しないとされており、事業主は、これらの措置をポジティブ・アクションとして実施することができず。

また、2001年から実施されている「ふくしま男女共同参画プラン」には、県の審議会等における女性委員の割合を、2010年には33.3%に、県職員女性の管理職の割合を2.6%にするという目標が定められています。このように目標値と時期を設定する手法は、よく用いられます。

公共事業により利益を得る企業に、ポジティブ・アクションの実施を義務付け

る、あるいは、一定割合の女性登用を義務付けるという手法もあります。この場合には、国・自治体が強制的にポジティブ・アクションの実施を企業に迫ることになります。男性に対して、育児休業を取得することを義務付けるという措置も、ポジティブ・アクションの一種といえるでしょう。

さらに、ノルウェーやスウェーデンのように政党の綱領により、あるいは、韓国やフランスのように法律により、候補者名簿にクオータ制を導入し、女性の政治参画の拡大を図っているところもあります。ただし、前者のように政党の自主的な判断によりクオータ制を導入する場合には、世論による強い後押しが必要で

す。

ところで、一方の性に対する特別措置であるポジティブ・アクションは、他方の性に対する逆差別になるのではという指摘を受けることがあります。アメリカやヨーロッパ諸国においては、この問題がたびたび裁判所で争われてきました。ポジティブ・アクションの対象となる女性に対して、能力の故ではなく女性であることを理由としてその地位につくことができたというステイグマを与える、つまり優遇措置がなければいけないという烙印を押すことになるという批判もあります。ポジティブ・アクションを実施する場合には、これらの問題に敏感でなければなりません。

しかしながら、ノルウェーやスウェーデンなどの状況をみれば、ポジティブ・アクションの実施が有用であることが分

かります。女性差別撤廃条約は、締約国にポジティブ・アクションの推進を求めています。また、基本法や福島県条例では、国や県は、ポジティブ・アクションを実施する責務を有すると規定しています。ポジティブ・アクションを実施する枠組みは整いました。男女共同参画社会を実現するため、ポジティブ・アクションの具体化が待たれます。

おわりに

積極的な女性活用が必要であること、多くの経営者は理解しています。しかしながら、それを実現する道筋がよく分らないとの声が聞かれます。先述した企業における男女共同参画実態調査によると、福島県内の企業のうち、ポジティブ・アクションの措置があると答えたところは、30社（4.2%）にとどまっています。大企業はともかくとして多くの中小企業では、女性活用を担当する専任の社員を置くことはできません。国や自治体による情報提供などの支援が求められているのです。また、国や自治体による直接的・実効的なポジティブ・アクションの実施が求められています。

さらに、意欲のある女性であっても、周囲にモデルとなる女性がいないと、なかなか自身の能力を発揮する道を見出すことはできません。国や自治体は、率先して女性を活用し、多くのモデルを示す役割も担っているのです。

福島県内企業・自治体にインタビュー

職場における男女共同参画の取組み

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

役場の職務を十分に遂行できる人材を配置した結果、管理職の40%が女性になりました。

表郷村 村長 滝田 国男氏



女性管理職数が増えた経緯・理由についてお聞かせください。また、女性管理職数が増えるような取組みについてお聞かせください。

女性管理職の比率は前年度が28%、そして現在は40%となっているわけですが、村民の方が願う「適材適所」を心がけて人事を行いました。女性だからということではなく、職務を十分に遂行できる人材を配置したと考えています。

当村でも、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいますが、法令などの大きなことを変えなくてもできることは積極的にしていくというところで、女性を管理職に登用

することはその方策の一つであると言えます。よ。

今まで、女性職員で管理職になる人が少なかったものの、村民の方からは、女性職員の良い評判も聞いていました。私自身、職員としての経験が長いものですから、当村の女性職員には能力の高い人がいるということを知っていましたので、女性でも管理職として十分やっていたことを村民の方にお見せしたかったということもあります。

女性管理職が増えることによって、職員の意識等に変化が見られたのでしょうか。

上司が男性でも女性でも特に変わらないのではないのでしょうか。今年の4月から、課長会議を行っています。初めて課長となった女性性は、会議の席上、当初はとても遠慮をしていたようですが、発言にも自信が感じられました。

そんなところ。ところが現在は、慣れてきたので

でしょうか、積極的に発言するようになりま

した。女性は今まで、発言するという機会に恵ま

れなかつただけだと思うのです。今は、女性を管理職として登用して、村政全体がともよ

く機能しているのではないかと思いま

す。

男性に対する男女共同参画を推進するための取組みを

していらつしやいましたらお聞かせください。

私はこの夏、夏期休暇を取りなさいと職員に言

っていました。家庭に帰って子どもとふれあ

う機会を積極的に作りなさいということ

です。私の家も共働きで妻の仕事が大変なと

き、私が料理などの家事をしていた時期があ

りました。私が家事をしていると子どもが手

伝ってくれて、子どもとの会話も自然とはず

みましたよ。

お聞かせください。

すでに実施している課もあつたのですが、女子職員によるお茶くみをこの9月から全庁的に廃止いたしました。これまでは女性職員がお茶くみをしていましたが、今では休憩時間などに自分で入れることになっています。

当然のことですよ。ただ、これは職場だけではなくて、自分の家でも実践してほしいと思

います。

今後の村の男女共同参画についての取組み(プラン・条例づくり)及びそれについての特筆すべき事項をお聞かせください。

現在、男女共同参画社会の実現を目指して、条例づくりがスタートしようとしています。

たくさんの方の意見を取り入れて、魂の入った条例にしたいですね。若い人たちにも条例づくりに広く参加していただくように呼びかけています。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。

女性を管理職に登用する、女性社員の活用を図るなど、男女共同参画社会を実現するための取組みをしている県内の企業や自治体の方々にお話を聞きました。



貴校は、職員の方の3分の1が女性で、女性の活用に御理解がおりになり、女性の指導員の育成にも力

性別にかかわらず、必要なのは、受講生の方から人間としてどれだけ信頼いただけるかです。

株式会社 郡山自動車学校 代表取締役 小川 則雄氏 / マネージャー 熊田 永子氏

を注いでいらつしやるようですが、その方針をおとりになられたきつかけなどについてお聞かせください。

当校は、県内で最も歴史のある自動車学校です。だからこそ、積極的に新しいことを取り入れ、他の自動車学校の模範となれ

るような取組みをしてきました。その一環として当校は、まだ運転者がほとんど男性の時代に女性の指導員をいち早く採用いた

しました。現在、女性の指導員のうち、熊田マネージャーが管理職をしておりますが、熊田マネージャーは、県内の自動車学校で

も女性の指導員の先駆的存在でした。また、受講生の方々が卒業する際に、指導員に対してのアンケートを実施していま

す。そのアンケートによりますと、女性の指導員の対応が好評です。そのようなこともあり、女性の指導員の育成にさらに力を

入れることとしました。福島労働局から今年度、男女雇用の均等推進企業として表彰されたこともその点を評価されたからではないでしょうか。

女性の管理職の方がいらっしやるようですが、職員の意識等の変化が見られたのでしょうか。

熊田マネージャーは、指導員としてのキャリアも十分あり、管理職としても活躍してもらっています。女性だからといって特別変わりはないと思いますし、男性職員の信頼もあり、頼りになる女性です。部下に

もやさしいですよ。

熊田マネージャーにお伺いします。女性の指導員として何か不都合なことなどはありましたか。

私が指導員になった頃は、受講生の大部分が男性で、県内で指導員をしている女性にはほとんどいませんでした。でも自分としては、仕事をするときには男性も女性もなれど、思いついてやってきました。仕事として大変なことはあっても女性だから、ということとは特に考えませんでしたね。

職場内における男女共同参画を推進する

ための取組みをお聞かせください。

男女が共に生き生きと楽しく働ける環境づくりが受講生に喜んでもらえる仕事につながるのと考えから、以前は年功序列式の給与体系でしたが、現在は、資格の有無や受講生の方からの評判などが給与に反映されるようなシステムにしました。このシステムは、性別に関係なく、実力が反映されるのできつい部分もありますが、業務に対してのやる気も今では目にみえて変わってきましたね

その他、男女共同参画についての取組み

をお聞かせください。

男性だからとか女性だからとかと云っている時代ではないですし、指導員として仕事をするのに男性も女性もありません。必要なのは、受講生の方から人間としてどれだけ信頼いただけるかだと思います。

当校は、頑張りが見られるシステムになっています。現在、二輪や大型・大型特殊の女性の指導員もおります。これらの女性の中から、近いうちに熊田マネージャーに続く女性管理職がきつと出ると思っています。

インタビューを終えて

インタビューした方々からは、「女性だから」とか「男性だから」というようなことではなく一人ひとりの個人としての能力が十分発揮できるような組織運営を心がけていらっしやるという印象を受けました。

このことは、男女共同参画社会を目指した取組みとしてのポジティブ・アクションにつながるのではないのでしょうか。

男女共同参画社会の実現は、企業としても、自治体としても組織の活性化につながります。個人の能力を発揮できる社会を時代が求めているということが感じられました。



妊娠・出産・育児をはじめとする家庭生活と仕事が両立できる職場環境づくりを目指しています。

福島ワコール縫製株式会社 管理部長 小西 勉氏

貴社は、平成13年度の「均等推進企業」福島労働局長賞を受賞されるなど、以前から職場における男女平等について取組んでおられますが、その取組みについてお聞かせください。

当社は、女性用下着の製造をしており、従業員総数164名中、女性が9割以上を占めています。主任以上の役職者は10人いますが、そのうちの4人は女性です。業務は、裁断・品質管理・縫製・検査・包装などのさまざまな部門が連携して行っていますが、その現場のまとめ役をするリーダーは、一人の男性を除いて全て女性です。

また、役職への登用については、昇格試験制度があり、女性に対しても積極的に受験を勧めた結果なのではないかと思えます。当社の雇用管理の姿勢は、男性にはこのような仕事に向いている、女性だからこの仕事は向かないというような考えではなく、個人とし

てみて、その能力が備わっているかどうかを判断して、職場の配置・登用を考えています。女性ばかりの職場で不都合なことなどありでしょうか。

不都合なことはないですね。縫製作業はミシンを使うところですが、以前は、ミシンの専門の整備担当がいました、全て男性でした。機械の操作や修理は、男性がするのが当然であると思っていたのです。

ところが、機械が故障したとき、修理を行う男性が、すぐに来られなかつたり、実際に縫製の作業をしていないため、使い手の望む微妙な加減のとおりに直せなかつたりすることが度々ありました。そこで、実際にミシンを使っている女性で何とかしようと思ったのです。ミシンの構造からはじまって、修理できるまでの知識や技術をつけるために何度も研修を繰り返して、今では女性たちが修理することができるようになりました。女性に向かないと思われていた機械の操作や修理がで

きるようになって、男性だからとか女性だからとかというものはないと身をもって感じたのではないのでしょうか。

その他、男女共同参画についての取組みなどをお聞かせください。

以前から、女性が多い職場ということで、妊娠・出産・育児をはじめとする家庭生活と仕事で両立できる職場環境づくりを目指しています。当社の女性の平均勤続年数15.8年（男性の平均勤続年数は18.7年）という数字は、職場復帰しやすく、長期間働ける職場であることを表しているのではないのでしょうか。男性の育児休暇取得者はまだいませんが、もちろん取得してもよいでしょう。

私は、男女共同参画社会の実現には賛成しています。日本は少子高齢化など複雑な問題を抱えています。男女共同参画社会は、その問題を解決する一つの求められているモデル社会ではないのでしょうか。

センター 事業報告

企画のツボをプロに学ぶ

市民活動のための

「企画力アップ集中講座」開催

平成15年6月28日(土) 10時～18時30分 / 29日(日) 10時～16時30分
場所：福島県男女共生センター 第2研修室

会員を募集す

る、活動計画を立てる、助成金をもらうなど、市民活動全てに「企画を立てる」ことが求められています。

「企画力アップ

集中講座」では、NPOでは珍しい広報専門チームをもつ特定非営利活動法人さいたまNPOセンターから講師をお招きし、市民活動を始めた人や今の活動をもっと充実させたい人など約30名が、「企画」のツボをプロから学びました。

「集中講座」の名前どおり、2日間で延べ13時間のハードなカリキュラムでしたが、受講者からは「内容



がすばらしく長時間でも集中してやれた」「最先端の内容が学習できた」「演習もあって良かった」「同様の講座をまた開催してほしい」などの声が寄せられました。



未来館館長と熱い意見交換

第8回 未来館トークサロン

「下村満子と語る会 in すかがわ」

～あなたが元気！ わたしも元気！～

平成15年7月9日(水) 13時～15時 場所：翠光苑「飛祥」



「女と男の未来館」館長で、国際ジャーナリストの下村満子が県内各地をまわり、地域の方と意見を交換するトークサロンが須賀川市で開かれました。

参加者は30名と、決して多くない人数ですが、2時間では足りないほどのトークがくりひろげられました。

まず、下村館長は、自身の幼い頃には「女らしさ」を求められ、新聞記者時代には女性であるというだけの理由で仕事上の差別を受けたことなどのエピソードを交えながら、「自分らしく」生きることの必要性和問題意識を語りました。

参加者の方からは、地域の婦人会でできることをがんばっていたら、いつのまにか若いお母さん方が後についてきていた、というよつな話や、



政治に対しても、女性ももっと積極的に出て行ってほしい、との意見などが活発に出されていました。それらのひとつひとつに丁寧に応える下村館長の言葉にも熱が入り、短い時間の中にも内容の濃いお話が語られました。

今回のトークサロンは盛況のうちに幕を閉じました。

高校生たちに正しい知識を！

男女共同参画テーマ別講座

「みんなで考えよう！10代のからだ・こころ・性のこと」

平成15年7月12日(土) 14時～17時 場所…福島県男女共生センター 第3研修室



若者同士が性について自由に話をすること、正しい知識を身に付けられるようにグループワークやクイズを中心とした講座を実施しました。

講師は、産婦人科医で産業医科大学公衆衛生学教室の劔陽子先生です。参加者は主に県内の高校生で、「自分たちの性について知ることができた。自分の体を大切にしたいと思った」「今の若者に必要なものだと思うのでこれからも行ってほしい」「普段

できないような話が出てきたためになかった」などの感想が聞かれました。



スキルアップとネットワークづくり 地域リーダー養成講座(基礎コース)

第1回(前期)平成15年5月17日(土)～18日(日)(後期)6月7日(土)～8日(日)
第2回(前期)平成15年7月3日(木)～4日(金)(後期)7月17日(木)～18日(金)
場所…福島県男女共生センター 第2研修室

男女共同参画社会の推進を目指し、県内の各分野で積極的に活動したいと考えている方などを対象とした「地域リーダー養成講座(基礎コース)」を開催しました。県内各地から集まった各回約30名の受講者が地域リーダーを目指して講座に参加しました。

各回、前・後期とも各2日間の講座では、男女共同参画社会実現へのあゆみや男女共同参画社会基本法の概要など男女共同参画に関する基本的事項や、リーダーとして必要な人間学などに

ついて学んだほか、NPOや男女共同参画条例についてのテーマ討論なども行われました。講座への参加により、受講者自身のスキルアップや受講者同士のネットワークづくりが図られました。



海外で学ぶ男女共同参画

平成15年度つくしま県民の翼

「男女共同参画研修コース」

派遣者決定

海外の男女共同参画社会づくりを学ぶ研修の派遣者を、県民のみなさんから公募・選考した結果、次の方々を海外に派遣されることとなりました。

女性リーダーコース

イタリアコース

10月11日～10月22日(12日間)

赤城 揚子(会津若松市)

植木 秀子(いわき市)

オーストラリアコース

9月19日～9月27日(9日間)

秋元 眞樹(船引町)

大平 啓子(鮫川村)

自主企画コース

ベトナム

9月28日～10月7日(10日間)

テーマ

「政策・方針決定と男女共同参画」

遠藤 ヤエ(福島市)

亀山 哲三(福島市)

油井 妙子(福島市)

丹治 智幸(福島市)

コスタリカ

10月22日～11月2日(12日間)

テーマ「教育とジェンダー」

宗形 初枝(郡山市)

齋藤 鈴子(郡山市)

未来館国際セミナー 外国特派員から見た「ニッポン」の男と女

世界各国から我が国に派遣されているジャーナリストを招き基調講演及びパネルディスカッションを開催し、世界の男女共同参画の潮流について、グローバルな視点から、日本、福島県の男女共同参画社会形成への道を探ります。

日時
平成15年10月31日(金)
13時～17時(予定)

場所
福島県男女共生センター
研修ホール

対象者

一般県民、マスコミ関係者、自治体職員など

入場料 無 料

定員 先着400名

同時通訳あり

問い合わせ先・申込先

福島県男女共生センター 事業課

☎0243(23)8304

☎0243(23)8314

URL

http://www.f-miraikan.or.jp

メールアドレス

miraikan@f-miraikan.or.jp

システムセキュリティの都合上、添付ファイルのあるメールは開封しませんのでご注意ください。

内容

第1部 基調講演

13時10分～14時10分

テーマ

「外国特派員から見た「ニッポン」の男と女」
講師

ジェームズ・ブルック氏

(アメリカ、ニューヨーク・タイムズ支局東京特派員)

スペンドリニ・カクチ氏

(スリランカ、インター・プレス・サービス東京特派員)

第2部 パネルディスカッション

14時30分～17時

テーマ

「男と女の関係から見えてくるニッポン社会」

コーディネーター

下村 満子館長

パネリスト

ジェームズ・ブルック氏

スペンドリニ・カクチ氏

アンネ・シュネツペン氏

(ドイツ、フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング東アジア特派員)

ルーシー・クラフト氏

(アメリカ、ナイトリ・ビジネス・レポート東京特派員)

ウラジミール・ソーンツェフ氏

(ロシア、イタル・タス通信東京支局次長)

レオ・ルイス氏

(イギリス、ザ・タイムズ東京特派員)

レベッカ・マッキノン氏

(CNN東京支局長)

他

市川房枝生誕100年記念パネル展 『女性の政治参画と市川房枝』

自由民権運動期における女性たちの政治活動から、市川房枝を中心とする婦人参政権獲得運動、戦後婦人参政権が実現して進められた男女平等をめざす運動、そして現在の女性と政治の状況、19世紀末から21世紀初頭の今日まで約100年の歴史を59点のパネルでたどります。

市川房枝(1893～1981)
愛知県生まれ。教師、新聞記者を経て、第二次世界大戦前は婦選(婦人参政権)運動、戦後は女性解放や平和・民主主義を守る諸運動に取り組む。参院議員5期(1953～1981)。

日時

平成15年10月25日(土)～11月3日(月)

10月27日(月)は休館日

9時～21時

10月26日(日)及び11月3日(月)は17時まで

場所

福島県男女共生センター3階

交流展示スペース

入場料 無 料

主催：福島県、福島県男女共生センター

共催：(財)市川房枝記念会

問い合わせ先

福島県男女共生センター 事業課

☎0243(23)8304

福島県男女共生センター図書室にも『市川房枝関連図書』『女性の政治参画』コーナーを開設します。

期間：平成15年9月23日(火)～11月3日(月)

平成15年度女性就業 サポート技術講習会

再就職を希望する女性を応援する「パソコン基礎」講習会を実施します。

対象者

再就職等の就業希望の女性で全日程出席できる方

講習日数 22日間

定員 各20名

受講料 無料(テキスト代、検定料は自己負担となります)

各講座とも技能検定3級合格を目指します

種類	講習会場	講習期間	申込日時	申込会場・問い合わせ
エクセル2000	郡山地域職業訓練センター	1月～3月 (期間の詳細は未定)	未定 (12月以降に問い合わせください)	郡山地域職業訓練センター(問)郡山相談コーナー ☎024(927)4030
エクセル2000	福島県男女共生センター	1月14日～2月20日 (火～金)	12月12日(金) 9:30～15:30	福島県男女共生センター(問)福島県男女共生センター ☎0243(23)8307
ワード2002	会津大学	2月17日～3月24日 (月～木)	1月29日(木) 9:30～15:30	福島県会津地方振興局 会津相談コーナー ☎0242(29)5588

申し込みは1日限りです。当日、会場へお越しください。(先着順ではありません)電話・ファクス・郵便などでは受付ませんのでご注意ください。詳細はお問い合わせください。

女と男の未来館 公募研究レポート&シンポジウム

「ジェンダー平等を進めるために」

いま、ふくしまから男女共同参画の波を世界へ

福島県男女共生センターでは、男女共同参画社会を形成する上で取り組まなければならないさまざまな課題を把握し、解決方法を探るための学術的な専門研究を実施しています。

今回、平成13・14年度の2年間にわたる第1回目の公募研究の成果を取りまとめ、その成果を本県・全国・世界へ発信するため、研究成果発表、シンポジウムを開催します。

内容

第1部 公募研究報告会

- (1)「国、自治体等の政策・方針決定過程への男女平等参画 世界のポジティブ・アクションと日本の実践的課題」
辻村みよ子氏（東北大学教授）
- (2)「女性に関する年齢差別の研究」
岡本 英雄氏（上智大学教授）

第2部 シンポジウム

「ジェンダー平等を進めるために」

- コーディネーター
目黒 依子氏 上智大学教授
国連婦人の地位委員会日本代表
- シンポジスト
辻村みよ子氏 東北大学教授
内閣府・ジェンダー・アクション研究委員
岡本 英雄氏 上智大学教授
日本IBM株式会社常務執行役員
内閣府 男女共同参画会議員

開催日時
平成15年11月30日(日)
13時～16時30分

開催場所
福島県男女共生センター研修ホール(1F)

定員 400名(先着順)

対象者
一般国民、自治体職員など

問い合わせ先
福島県男女共生センター調査研究室
☎0243(23)8303

- 瓜生 賢恵氏 会津喜多方工業専門学校地域振興課長
男女共生センターアドバイザー
- 下村 満子 男女共生センター館長
健康事業総合財団理事長



辻村みよ子氏



目黒依子氏



内永ゆか子氏



岡本英雄氏



下村満子



瓜生賢恵氏

新時代のライフスタイル講座

第二の人生を、パートナーと共に、健康で過ごすにはどうしたらいいの
か。

健康という観点から長い人生を、自分らしく生きるためには何が必要かを考える講座を3回にわたって開催
します。

日時・定員

平成15年11月15日(土)、22日(土)
14時～15時30分
定員30名(予定)

平成15年12月14日(日)
13時30分～15時
定員200名

場所

福島県男女共生センター

第3研修室、研修ホール

内容

第1日目 11月15日(土)

「更年期と上手に付き合おう」

講師 安達公美子氏(慈久会谷病院 医師)

これまで女性特有の悩みとされてきた更年期ですが、男女を問わずおとずれるものと明らかにされつつあります。これを取り切るためにはお互いの生理的な変化を理解し合うことが重要です。男性・女性、そしてパートナーの「更年期障害」を考えます。

第2日目 11月22日(土)

「医食同源」体の中から元気になる
ストレス撃退食」

講師 鈴木里子氏(郡山女子大学教授・管理栄養士)

生活習慣病の予防と食生活とは、密接な関係にあります。従来の栄養欠乏症予防に加えて、過剰摂取にも対応した栄養指導、個人の自主的な食生活改善を支援できる環境づくりなどが重要といえます。

また、健康づくりにおける栄養・食生活改善の重要性から、いわゆる「食育」について考えます。

第3日目 12月14日(日)

講演会(予定)

講師 斎藤敏一氏(株ルネサンス代表取締役社長)

斎藤加代氏

団塊の世代の退職により、これまでの会社時間がまるごと自分の余裕時間になる方も多いはずです。そうした時間をいかに活かすか。今までにない時間を持って余し、それがストレスとなつてしまつては健康な体、こころからかけ離れてしまふ。健康で第2の人生を過ごすことを目標に、我々には何ができるかを考えます。

問い合わせ先

福島県男女共生センター事業課
☎0243(23)8304

女と男の未来館の図書をお近くの図書館から借りられます！

当センター図書室は、女性問題・男性問題・ジェンダーといった男女共同参画関連図書を専門に収集しています。当センターの図書は、最寄りの図書館・公民館を通じて貸出します。

詳しくは、お近くの図書館・公民館または当センターへお問い合わせください。多くの県民の皆様のご利用をお待ちしております。

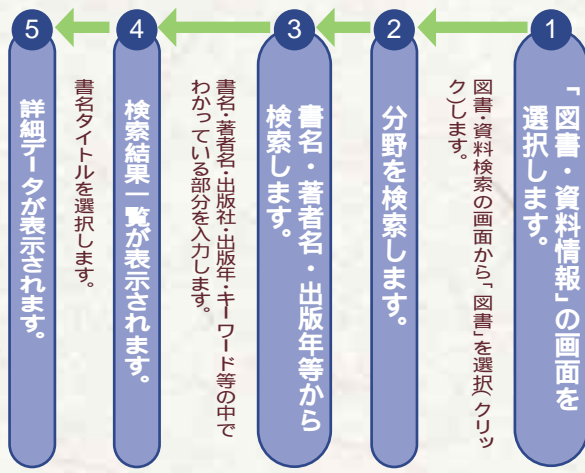
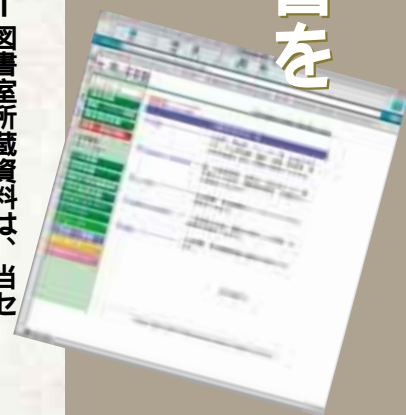
ただし以下の資料は貸出できません。

- (1) 禁帯出ラベル貼付図書
- (2) 新聞・雑誌・行政資料・団体資料
- (3) 図書館、公民館が容易に入手できる資料
- (4) その他当センター図書室として貸出しを不相当と認めた資料

資料の貸出やレファレンスに関することは次の問い合わせ先にご連絡ください。

☎ 0243238308 (図書室直通)
 ☎ 0243238314
 FAX 0243238314

当センター図書室所蔵資料は、当センターホームページから以下のようにして検索することができます。
 福島県男女共生センターURL
<http://www.fmirakan.or.jp>



福島県男女共生センター図書室ご利用案内

利用時間 午前9時～午後8時(休館日の前日は午後5時まで)
 休館日 毎週月曜日、12月29日、1月3日
 月曜日が祝日の場合は開館、その場合、翌日の火曜日が休館日となります。

貸出冊数・貸出期間
 ・図書：貸出冊数5冊 貸出期間：15日以内
 ・ビデオ：貸出本数3本 貸出期間：8日以内

新着図書のご案内

新着図書の一部をご紹介します。皆様のご利用をお待ちしております。

書名	編著者	出版社
フェミニズムはみんなのもの 情熱の政治学	ベル・フックス(著)、堀田 穂(訳)	新水社
ジェンダーで学ぶ教育	天野正子、木村涼子	世界思想社教学社
ジェンダー・フリーってなあに? 1 プレゼントはたからもの	草谷桂子(文) 鈴木まもる(絵)	大月書店
ジェンダー・フリーってなあに? 2 おきゃくさんはいませんか?	草谷桂子(文) 鈴木まもる(絵)	大月書店
ジェンダー・フリーってなあに? 3 ぼくはよわむし?	草谷桂子(文) 鈴木まもる(絵)	大月書店
お姫様とジェンダー アニメで学ぶ男と女のジェンダー学入門	若桑みどり	筑摩書房
ジェンダー・組織・制度 日本のコンフリクト解決	数家鉄治	白桃書房
誰もがその人らしく男女共同参画 岩波ブックレット	21世紀男女平等を進める会	岩波書店
マイノリティと多民族社会 国際人権時代の日本を問う	丹羽雅雄	解放出版社
誰のための人権か 人権擁護法と市民的自由	田島泰彦、梓澤和幸	日本評論社
ユニバーサルデザイン実践ガイドライン	日本人間工学会	共立出版
トランスジェンダリズム宣言 性別の自己決定権と多様な性の肯定	米沢泉美	社会批評社
性を再考する 性の多様性概論	橋本秀雄、島津威雄、花立都世司	青弓社
なぜ女は男をみると痴漢だと思ふのかなぜ男は女の不快感がわからないのか 痴漢大論争!	蔦森樹、池上正樹、長崎満、北原みのり、石橋英子	ピーケイシー
メディア・リテラシー授業入門 情報を読み解き自ら考える力をつける	トロント市教育委員会(編)、吉田孝(訳)	学事出版
メディア・リテラシーの現在と未来	鈴木みどり	世界思想社 教学社
情報アクセシビリティとユニバーサルデザイン 誰もが情報にアクセスできる社会をめざして	アクセシビリティ研究会(著)、C&C振興財団(編)	アスキー
地域コミュニティ論 地域住民自治組織とNPO、行政の協働	山崎丈夫	自治体研究社
民意民力 公を担う主体としてのNPO/NGO RIETI経済政策レビュー9	澤昭裕、経済産業研究所公を担う主体としての民研究	東洋経済新報社
国際人権法入門 国連人権NGOの実践から	戸塚悦朗	明石書店

福島県からの お知らせ

中央大学法学部教授 広岡守穂氏を迎え 市町村男女共同参画推進セミナーを開催!!

男女共同参画は、非常に理念的で難しいテーマと捉えられがちですが、実は、身近な家庭や地域に密接に関わりのある問題です。今回は、身近なテーマである地域づくりなどの視点から、男女共同参画の理念を啓発することを目的に、市町村男女共同参画推進セミナーを企画しました。

8月28日(木)に、男女共生センターで開催したこのセミナーには、県内市町村の男女共同参画担当課長や職員など、約200人が参加しました。

妻の自分育てと 男性の意識改革

セミナーでは、中央大学法学部教授 広岡守穂氏が、「妻が僕を変えた日」と題して講演を行いました。講演では、広岡氏をコーディネーターに、特定非営利活動法人カルチャーネットワーク理事 越後啓子氏、三春町教育委員会 菊田久光氏、福島市男女共同参画情報紙「しのぶびあ」編集委員 水嶋いづみ氏の三人をパネリストに迎えて、「女性のチャレンジは地域の元氣」と題して意見交換が行われました。

広岡氏は、子育ての体験を通して、子育て中の妻の不満を真摯に受け止めていない自分に気がついたこと、そして、子育ての大変さを男性も認識して協力することが大切であることを話しました。

また、妻が経理学校に通うなど、様々なことにチャレンジしようとした

ても、結局、子育てとの両立が困難なことから三日坊主で終わってしまったエピソードを披露し、妻が自分育てをしようと思ったら、夫が支援する、それが男女共同参画ではないかと訴えました。最後に、現在国が行っている女性のチャレンジ支援を推進するためには、男性の意識改革が重要であることを指摘しました。

福島県内の 取組みについて

引き続き、越後氏が、地元で後援会、コンサートを開くために、一人で会場を借りるのに非常に苦労したこと、その後仲間が集まってNPO法人が設立され、講演会の開催や情報紙の発行などを積極的にやっていることを紹介しました。また、現在、映画「らくだ銀座」の総合プロデューサーとして、地域を巻き込んだ映画づくりに悪戦苦闘していると話しました。

菊田氏は、今年6月に三春町で開催された「福島県男女共生のつどい」



にまつわる苦労話を披露しました。今後は、三春町版男女共生のつどいを開催し、三春町らしい男女共同参画プランづくりを進めていきたいという熱い思いも話しました。

水嶋氏からは、福島市男女共同参画情報紙「しのぶびあ」の編集、「福島子育て情報ネットワーク」や「いのお産を考える会」など多岐にわたる活動の紹介がありました。また、男女差別を気がつかないで行っている人が多いため、気がついた人が声を上げるべきだと訴えました。



profile
広岡守穂(ひろおか もりほ)氏

1951年生まれ。中央大学法学部教授。専攻は政治学・日本社会論。夫婦で女性の自分育てを応援する雑誌『家族とくらし』を出版。最近では自治体の男女共同参画条例づくりにかかわっている。1991年ベストメン賞を受賞。『「豊かさ」のパラドックス』『男だつて子育て』『近代日本の心象風景』など著書多数。

未来館 ネットワーク

県内で男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいる団体・グループを紹介いたします。
今回紹介するグループは、男性問題に取り組んでいる「メンズリブふくしま」です。代表の丸徹(まる とおる)さんにお話を伺いました。

メンズリブふくしまを結成された
いきさつについてお聞かせください。

丸 メンズリブふくしまは、今から約4年前に旗揚げしました。私は、「男は仕事を頑張ってナンボだ」「男は愚痴をこぼしてはいけない」といった、いわゆる男らしく生きることが強く求められている今の社会に生きづらさを感じています。私自身を含め、男性が重荷をおろしてもっと精神的に楽になれるような、同じ気持ちを持った男性が元気になる場が欲しいなあと、周囲の友達に声をかけてみたことがきっかけです。今現在、県内の男性5、6人で活動をしています。

主になどのような活動をしているのでしょうか？

丸 「メンズリブふくしま」は男らしさの重荷(男は強くなければならない、頑張りねばならない、泣いてはいけない...)をおろして、自分らしく生きるにはどうすればいいかをみんなで考えるネットワークです。活動は、月1回の「男の井戸端会議」と年1回の「合宿」が主な活動で、地元郡山市や二本松市の男女共生センターの一室や温泉宿などで、男性

同士でなんでも気軽にしゃべりするということをしています。

男性同士で話をするとどうと、普通段心に思っていることもなかなか言えないことが多いのですが、この集まりでは仕事振りの本音でいろいろと話ができますのでとても楽しいですし、気持ちも楽になれます。

今後の活動についてお聞かせください。

丸 井戸端会議は、メンバーに声をかけてから場所を決めていますが、活動日や場所をある程度固定して、その日は井戸端会議の会場に行けば話ができるというようにしたいです。また、ほかのメンズリブなどのグループとの交流ももっとしていきたいですね。興味のある男性または女性の方、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

メンズリブふくしま
代表 丸徹(まる とおる)
090 2606 4505
URL
http://village.infoweb.ne.jp/~fwkk2
152/link3.htm
e-mail navius4@abeam.ocn.ne.jp

センターからのお知らせ

男女共生センターの宿泊室は、
どなたでも宿泊することができます。
宿泊室利用料金(税込み)一人1泊につき



室名	1人でご利用の場合	2人以上でご利用の場合
洋室 (ツインルーム)	4,200円	3,800円
和室 (定員4名)	4,200円	3,800円

食事料金は含みません。小学生以下は半額です。
全室バストイレ付きです。TV、ドライヤー、浴衣、フェイスタオル、バスタオル、シャンプー、リンス、石けん、歯ブラシを備え付けています。
チェックイン午後3時、チェックアウト午前10時



所在地 / 二本松市郭内一丁目196-1
JR東北線 二本松駅より徒歩12分
東北自動車道 二本松I.C.より車で5分

受付期間

利用区分	受付開始時期
男女共同参画を推進する活動に伴う利用である場合	利用開始日の6カ月前
右記以外で研修室等に併せて利用する場合	利用開始日の4カ月前
その他の利用の場合	利用開始日の2カ月前



その他研修室の予約など、詳しくは 0243(28)83001 までお問い合わせください。

本誌についてのご意見・ご感想をお寄せ下さい。



『のぼる』10 page (近藤 康広)

未来館NEWS NO.11 2003年10月
編集・発行 (財)福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県男女共生センター ~女と男の未来館~
〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1
☎(0243)23-8301(代) FAX(0243)23-8312
ホームページアドレス: http://www.f-miraikan.or.jp
メールアドレス: mirai@f-miraikan.or.jp